



2025 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 協 栄 産 業 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 平 澤 潤
(コード番号 6973 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 村本 篤
(TEL 03-4241-5511)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 19 日付の当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2025 年 8 月 19 日付の当社プレスリリース」をいいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る議案について本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 9 月 29 日から 2025 年 10 月 15 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 10 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

I. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。なお、本株式併合の詳細は、2025 年 8 月 19 日付の当社プレスリリースに記載のとおりです。

1. 併合する株式の種類
普通株式

2. 併合比率
当社株式 558,958 株を 1 株に併合いたします。

3. 減少する発行済株式総数

3,013,217 株

(注) 当社は、「役員向け株式給付信託の終了に伴う自己株式の無償取得及び消却に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2025 年 7 月 30 日開催の取締役会において、2025 年 8 月 19 日付で取得いたしました自己株式 30,910 株を 2025 年 8 月 26 日付で消却いたしました。また、2025 年 8 月 19 日開催の取締役会において、2025 年 10 月 17 日付で自己株式 149,413 株（2025 年 8 月 6 日現在の当社の自己株式の全部）を消却することを決議しております。そのため、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

4. 効力発生前における発行済株式総数

3,013,222 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、2025 年 8 月 19 日現在の当社の発行済株式総数（3,193,545 株）から、当社が 2025 年 8 月 26 日付で消却を行った自己株式及び 2025 年 10 月 17 日付で消却を行う予定の自己株式の合計数（180,323 株）を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2025 年 8 月 26 日付で消却を行った自己株式については 2025 年 7 月 30 日開催の取締役会において決議しており、2025 年 10 月 17 日付で消却を行う予定の自己株式については 2025 年 8 月 19 日開催の取締役会において決議しております。

5. 効力発生後における発行済株式総数

5 株

6. 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

7. 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、加賀電子株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び三菱電機株式会社（以下「三菱電機」といいます。）以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び三菱電機のみとすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、当社株式が 2025 年 10 月 16 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2025 年 10 月 17 日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が実施した 2025 年 6 月 2 日から 2025 年 7 月 11 日までの 30 営業日を買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 3,950 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様には交付されるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
加賀電子株式会社（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が、2025 年 6 月 2 日に提出した公開買付け届出書及びそれに添付された 2025 年 5 月 30 日付融資証明書を確認し、その後公開買付者及び三菱UFJ銀行の間で本銀行融資に係る融資契約が締結されたことを確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いについても、これらの資金から賄うことを予定しており、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の買取りに係る代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025 年 11 月上旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 12 月上旬を目途に公開買付者において買取りを行う方法により当該株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様には交付するために必要な準備を行った上で、2025 年 12 月下旬から 2026 年 1 月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様には交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

II. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025年8月19日付の当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025年10月20日に効力が発生する予定です。

1. 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数を20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
2. 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第6条（単元株式数）、第7条（単元未満株式についての権利）及び第8条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
3. 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及び三菱電機のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

III. 株式併合の日程

①本臨時株主総会開催日	2025年9月29日（月曜日）
②整理銘柄指定日	2025年9月29日（月曜日）
③当社株式の最終売買日	2025年10月15日（水曜日）（予定）
④当社株式の上場廃止日	2025年10月16日（木曜日）（予定）
⑤本株式併合の効力発生日	2025年10月20日（月曜日）（予定）

以上